

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、平成28年度補正予算（第2号）において措置された住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震化改修の上乗せ補助を平成30年度以降も継続すること。

2. 地域住民の安全確保等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行に要する費用など、解体・除去に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家対策を積極的に支援すること。

また、空き家等の流通・利活用を推進するとともに、税制の特例措置を拡充するなど発生抑制に資する施策を積極的に推進すること。

3. 公営住宅の建替事業等に係る財政措置を充実すること。

4. 住宅及び建築物のアスベスト除去に係る財政措置を拡充すること。

5. 住宅新築資金等貸付助成事業への支援

(1) 住宅新築資金等貸付助成事業については、補助要件を緩和すること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

(2) 住宅新築資金等貸付助成事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう法整備を図ること。